

# 井戸水を使用する皆様へ

きれいな水を安心して飲むために!!

埼玉県のパ野部は井戸水の豊富な地域です。しかしながら、最近はトリクロロエチレン等の化学物質や雑排水等の汚水の地下浸透による汚染が見受けられていますので、どこでも安心して飲めるわけではありません。

## 井戸水の衛生管理のポイント4カ条

正しい井戸の管理をするために、次の4カ条を厳守してください。

### ① 水質検査を受けましょう

定期的（1年に1回）に水質検査を受けましょう。  
水質検査は、最寄りの保健所で受け付けています。

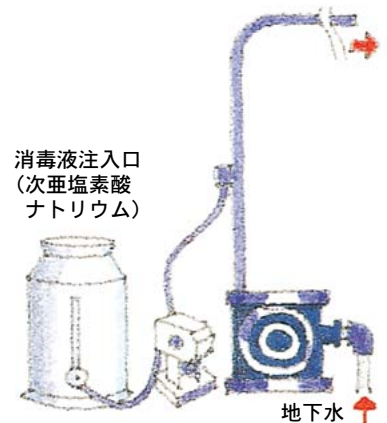


### ② 井戸の回りの点検をしましょう

井戸の回りに、水を汚染するような雑排水の浸透ますや汲み取り式のトイレ等はありませんか。  
また、井戸には柵をして、必ず鍵をかけ、いたずらをされないようにしましょう。

### ③ 水は消毒してから飲みましょう

きれいに見える井戸水も、食中毒や感染症を起こす目にみえない病原菌が含まれていることもあり、注意が必要です。  
飲用するときには消毒設備を付け、消毒の効果を確認しましょう。



### ④ おかしいと思ったら、すぐに保健所へ

水に異常があった時には、水を飲むのをやめて、すぐに保健所へ相談してください。

## 水道の入っている地域にお住まいの皆様へ

水道の給水区域内にお住まいの皆さんは、水道水を利用するようにしましょう。

埼玉県のほとんどの市町村などの水道事業では、申込をすれば給水が受けられるようになっています。  
水道事業者は、定期的に水質検査を実施して安全を確認し、皆様の家庭まで責任を持って、水質基準に適合した水を送っています。

井戸水を使用している方は、正しい管理をしてください。

# 主な水質の基準及び検査について

- 各保健所では、井戸の所有者が井戸水の衛生状態を定期的に把握するために必要な次の13項目の検査を受け付けています。また、有機溶剤の汚染に係るトリクロロエチレン等3項目の検査も受け付けています。
- 水質検査の受付日及び時間帯は各保健所により異なりますのでお問合せください。  
○埼玉県保健所一覧：埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokenjo/hokenjo-itiran.html>
- 水道水の場合は、水道法で51項目の水質基準が定められています。井戸水でも飲用使用を開始する場合は、「飲用井戸等衛生対策要領(厚生労働省通知)」により、水質基準に適合していることが必要です。
- 保健所で受け付けできない項目の検査は、埼玉県衛生研究所や厚生労働省の登録を受けた民間の検査機関で受け付けています。  
○埼玉県衛生研究所：吉見町大字江和井410-1 電話：0493-59-9416  
○厚生労働省登録機関：埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/suidou/s21.html>

## ●保健所で検査を受け付ける13項目

No.	項目名	基準値	解説
1	一般細菌	100個/ml以下	一般細菌が多い水は、汚水等に汚染された可能性があります。
2	大腸菌	検出されないこと	大腸菌のすべてに病原性があるわけではありませんが、検出された場合には、糞便による汚染を受けたことが考えられます。
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	生活排水、下水、肥料などに含まれる有機性窒素化合物が、分解されてつづられます。
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	多量に含む水を飲むと、乳児では*メトヘモグロビン血症を起こした事例が報告されています。
5	塩化物イオン	200mg/l以下	し尿や下水等の影響を受けると塩化物イオンは高くなります。
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	し尿や下水、工場排水等の汚水が混じると高くなります。
7	pH値	5.8～8.6	特にpH値が低い場合は、管等がさびやすくなります。
8	味	異常でないこと	下水や油、薬品の味や臭いがしたら要注意です。
9	臭気		
10	色度	5度以下	水の色は、溶け込んでいる金属等によってつくことがあります。 赤い水—配管のさびや鉄分が多い 黒い水—地下水にマンガンが多い 白い水—小さい空気の泡、配管からの亜鉛の溶出 青い水—配管からの銅の溶出
11	濁度	2度以下	濁りの原因は、主に土砂によるものですが、種々の排水の混入などによる場合もあります。
12	残留塩素	0.1mg/l以上	水質基準ではありませんが、消毒の効果を確認するものです。
13	アンモニア態窒素	—	水質基準ではありませんが、検出された場合は、し尿等による汚染の疑いがあります。

\*「メトヘモグロビン血症」とは、血液中で酸素を運ぶヘモグロビンが酸化され、体中の酸素の供給が少なくなるためにチアノーゼ(皮膚や粘膜が暗紫色となる症状)を起こす疾患。

## 埼玉県自家用水道条例について

地下水等を利用して一定数以上の人に給水する施設には、「埼玉県自家用水道条例」が適用されます。

### 【条例のあらまし】

(適用人数) 50人以上又は10世帯以上。

(設置者の義務)

- 確認申請／施設を設置する前に、保健所又は所管する市町村へ確認申請が必要です。
- 水質検査／年2回以上、水質検査を受けること。必要な項目は、保健所等にお問い合わせください。
- 施設の管理／次亜塩素酸ナトリウム等で消毒を行うこと。人畜が入らないように、柵等を設けること。

お問合せ先